

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後3時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年5月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番手嶋いずみ議員、4番後藤田麻美子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（松本英隆君）

6番松本です。

本日午後2時30分より議会運営委員会を開会し、令和2年5月大治町議会臨時会の会期を本日1日限りと決定いたしましたので御報告いたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第21号大治町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第21号大治町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年5月11日提出、大治町長。

この案を提出するのは、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第22号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第22号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和2年5月11日提出、大治町長。

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる被保険者に対する傷病手当金を支給するためでございます。よろしく願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第23号令和2年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第23号令和2年度大治町一般会計補正予算。

令和2年度大治町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33億9693万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億7702万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年5月11日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、特別定額給付金事業に要する経費として33億3669万9000円、子育て世帯臨時特別給付金事業に要する経費として6022万4000円を計上するものでございます。

これらの財源として、国庫支出金及び繰入金で充てるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。10ページ、11ページの一番下の18番、負担金補助及び交付金について。子育て世帯臨時特別給付金5600万円についてお聞きしたいと思います。これは5,600人分ということでございまして、児童手当受給対象者が対象になっているということは、児童手当は所得制限がございまして、しかしながら、所得制限を超えた家庭にも特例給付という形で現在月5,000円が支払われております。今回、対象にはなってい

ないんですが、その特例給付を受けられている世帯は何人ぐらいあるんでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現在、特例給付の数字は把握しておりませんが、今回の積算に当たっては令和2年2月の定期支払の児童手当受給者の人数を算定基礎としております。お願いいたします。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

全員協議会の中での議案説明の中で6月議会で町単独で1万円、これ児童手当受給者だけですがそういう案内と一緒に送ると。今回の案内とあわせて送るといような説明がございました。ということはその案内、児童手当受給世帯だけなのか、こういう制限を超えた方には送らないのか。そこら辺どうでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（横井良隆君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

現況届におきましては特例給付の方も案内することになります。ただし、その中で今回児童手当のみということをも明記して案内したいと考えております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ということは、国の施策としても特例給付を受けられているところには今回1万円プラスアルファありませんが、6月議会でちょっと出てくる議案の予定の中で町としてもやはり特例給付の方には1万円プラスはしないという考えというふうに今お聞きしたんですが、それで間違えないんでしょうか。

○議長（横井良隆君）

答弁ありますか。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第23号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第23号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号令和2年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第24号令和2年度大治町国民健康保険特別会計補正予算。

令和2年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8270万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年5月11日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症に感染された、または感染が疑われたために労務に服することができなかった方への傷病手当金として145万円を増額するものでございます。

これらの財源としましては、県支出金の特別調整交付金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第7、発委第1号大治町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会制度改革等特別委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

○議会制度改革等特別委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

議会制度改革等特別委員長、どうぞ。

○議会制度改革等特別委員長（林 健児君）

発委第1号大治町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

大治町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正するものとする。令和2年5月11日提出、議会制度改革等特別委員会委員長。

この案を提出するのは、委員会審査の充実を図るためでございます。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項により委員会に付託しないこととしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発委第1号は、委員会に付託しないことに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決いたします。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕



○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和2年5月大治町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時16分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 手 嶋 いずみ

署名議員 後藤田 麻美子